

「教育委員会の権限に属する事務の補助執行」に関する適正な運用について（令和６年７月公表）

Ⅰ 教育委員会の権限に属する事務の補助執行の経緯

平成２５年７月１日から、市長と教育委員会との協議により教育委員会の権限に属する事務の補助執行の運用を開始した。

この協議により、当時の「生涯学習課（文化財の保護、生涯学習、スポーツ、平成こども塾等）、文化の家」に関する２８の事務を市長の補助機関である職員に補助執行させることになった。

２ 補助執行事務に関する課題

- (1) 市長の権限に属する事務分掌について定める「部設置条例」及び「部設置条例施行規則」に、教育委員会の権限に属する事務が分掌事務として定められている。
- (2) 教育委員会の権限については、市長と教育委員会で交わした「覚書」に決裁権を誤認しかねない表現が記載がされている。

３ 課題を是正するための対応方針

(1) 「部設置条例」及び「部設置条例施行規則」の改正

「部設置条例」及び「部設置条例施行規則」に列記している教育委員会の権限に属する事務が分掌事務として定められている分掌事務を削除し、新たに制定する「（仮称）教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」に削除した分掌事務を列記する。

(2) 「覚書」の廃止

「覚書」を廃止し、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関し必要な事項は、新たに制定する「（仮称）教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」に定める。

４ 今後の予定

- (1) ９月議会に「部設置条例」の改正議案を提出し、併せて「部設置条例施行規則」の改正及び「（仮称）教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」の制定を行う。
- (2) 市ホームページに補助執行事務の運用について周知を図る。

長久手市部設置条例

昭和 59 年 3 月 29 日
条例第 10 号

(部の設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の各号に掲げる部を置く。

～

(分掌事務)

第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

～

くらし文化部

- (1) 地域の振興に関すること。
- (2) 市民協働及び男女共同参画に関すること。
- (3) 自治体交流及び国際交流に関すること。
- (4) 商工業及び観光に関すること。
- (5) 交通安全、防犯、防災及び消防に関すること。
- (6) 環境衛生に関すること。
- (7) 生涯学習及びスポーツに関すること。
- (8) 芸術及び文化に関すること。
- (9) 市民相談に関すること。

長久手市部設置条例施行規則

昭和 59 年 3 月 29 日

規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めるものを除くほか、市長の権限に属する事務を処理するために必要な組織及びその事務分掌について定めるものとする。

～

別表第 1 (第 3 条関係)

～

生涯学習課

事業係

- (1) 事業の企画、実施及び広報宣伝に関すること。
- (2) 芸術及び文化に関すること。
- (3) 創造スタッフに関すること。
- (4) 生涯学習に関すること。
- (5) 青少年及び女性教育に関すること。
- (6) 社会教育委員に関すること。
- (7) 社会教育関係団体に関すること。
- (8) 社会教育施設に関すること。
- (9) 公民館に関すること。

施設係

- (1) 施設の維持管理に関すること。
- (2) 舞台技術関係に関すること。
- (3) 施設の利用許可、使用料及び入場料の徴収に関すること。
- (4) 文化の家会員(フレンズ)に関すること。
- (5) 運営委員会に関すること。

文化財係

- (1) 市史編さんに関すること。
- (2) 文化財の保護に関すること。
- (3) 古戦場公園に関すること。
- (4) 色金山歴史公園に関すること。

スポーツ係

- (1) スポーツ及びレクリエーションに関すること。

- (2) 学校体育施設のスポーツ開放に関する事。
- (3) スポーツ推進委員に関する事。
- (4) 校区体育委員に関する事。
- (5) 社会体育施設に関する事。
- (6) 杵ヶ池公園に関する事。

～

みどりの推進課

～

平成こども塾

- (1) 平成こども塾に関する事。